

# 新居浜市上・工・下水道事業 ウォーターPPP 導入に向けた サウンディング調査 実施要領

令和6年8月2日  
新居浜市上下水道局下水道課

## 1. 目的

新居浜市の上水道事業、工業用水道事業、下水道事業については、持続可能な事業運営を目指し様々な取り組みを進めてきたところでありますが、今後さらに加速する「ヒト」、「モノ」、「カネ」の課題に対して、より効率的な事業運営が必要であり、その解決手法の一つとして PPP/PFI の導入拡大について検討を進めている状況にあります。

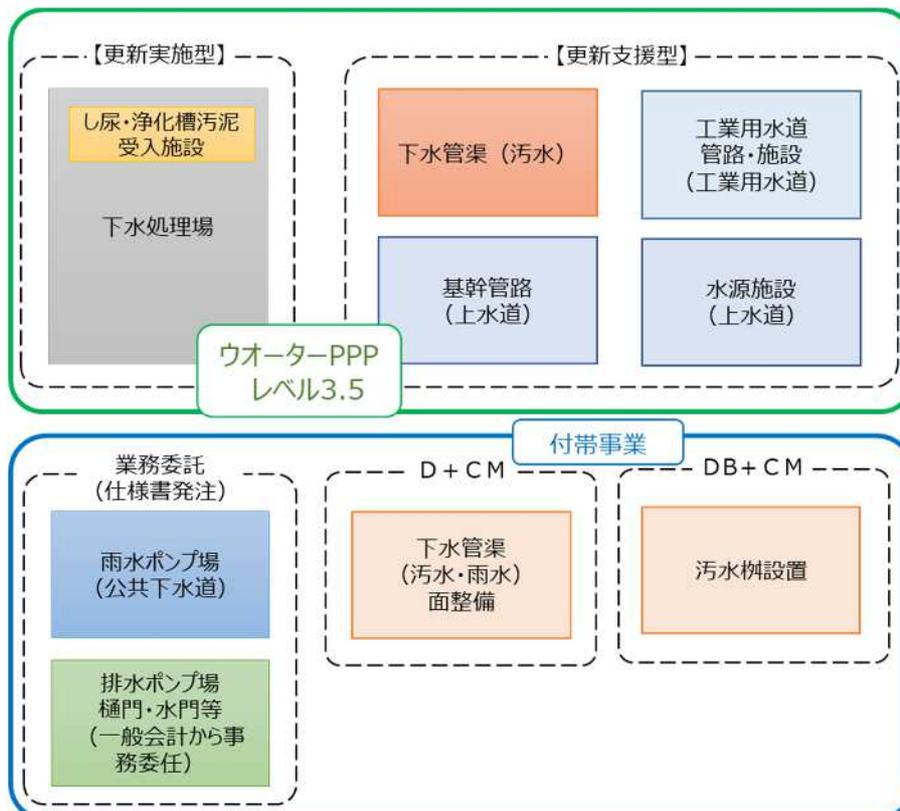
ここまでの検討結果を踏まえて、本市では新たな官民連携手法として、令和9年4月よりウォーターPPP（管理・更新一体マネジメント方式：レベル3.5）の導入を目指しており、対象事業としては、事業規模拡大により創意工夫や効率化が図られると判断し、上・工・下水道事業一体での導入を想定しております（別図参照）。

そこで、本市の上・工・下水道事業においてウォーターPPPを導入するにあたって、その事業スキームや業務範囲、想定事業規模などについて、広くご意見・ご要望を求めたいと考え、サウンディング型市場調査を実施させていただく次第です。

## 2. 市が想定している事業内容

### 2-1 事業スキーム

上・工・下水のウォーターPPP（レベル3.5）とその他付帯事業をバンドリングした10年間の事業を想定しています。



## 2-2 対象施設の概要

対象施設の概要は以下のとおりです。(令和4年度末時点)

### (1) 公共下水道

#### ①新居浜市下水処理場

所在地	新居浜市菊本町二丁目 15 番 1 号
敷地面積	149,767 平方メートル
処理能力	51,400 m <sup>3</sup> /日
排除方式	分流式
水処理方式	標準活性汚泥法 2 池 ステップ流入式二段硝化脱窒法 3 池
汚泥処理方式	濃縮－消化－脱水
処理開始日	昭和 55 年 3 月 31 日

#### ②ポンプ場

区分	施設名称	所在地	計画水量	現有能力	供用開始年月	備考
汚水	多喜浜中継ポンプ場	松神子 3-9-48	3.8m <sup>3</sup> /s	3.0m <sup>3</sup> /s	平成 6 年 3 月	新居浜処理区
雨水 (公共下水)	西原雨水ポンプ場	西原町 3-5-3	2.238m <sup>3</sup> /s	4.667m <sup>3</sup> /s	昭和 29 年 3 月	西原排水区
	港町雨水ポンプ場	港町 16-26	1.954m <sup>3</sup> /s	2.333m <sup>3</sup> /s	昭和 39 年 3 月	港町排水区
	垣生雨水ポンプ場	垣生 3-5-6	6.369m <sup>3</sup> /s	4.443m <sup>3</sup> /s	昭和 49 年 3 月	垣生排水区
	菊本雨水ポンプ場	菊本町 2-15-1	7.873m <sup>3</sup> /s	7.973m <sup>3</sup> /s	昭和 55 年 3 月	菊本排水区
	江の口雨水ポンプ場	垣生 3-2-7	17.592m <sup>3</sup> /s	18.000m <sup>3</sup> /s	昭和 61 年 3 月	江の口排水区
	松神子雨水ポンプ場	長岩 4-27	6.453m <sup>3</sup> /s	6.500m <sup>3</sup> /s	平成元年 3 月	松神子排水区
	沢津雨水ポンプ場	清水町 12-13	8.609m <sup>3</sup> /s	8.833m <sup>3</sup> /s	平成 7 年 3 月	国領川排水区
	土場雨水ポンプ場	新田町 1-4-31	8.054m <sup>3</sup> /s	8.167m <sup>3</sup> /s	平成 10 年 3 月	王子川排水区
	中央雨水ポンプ場	西原町 2-7-66	9.715m <sup>3</sup> /s	9.750m <sup>3</sup> /s	平成 16 年 3 月	中央排水区
	東浜雨水ポンプ場	阿島 1-12-23	6.680m <sup>3</sup> /s	3.000m <sup>3</sup> /s	昭和 57 年 3 月	白浜川排水区
	宇高第一雨水ポンプ場	宇高町 4-13-22	3.646m <sup>3</sup> /s	4.417m <sup>3</sup> /s	昭和 57 年 3 月	宇高第一排水区
排水 (一般下水)	白浜排水ポンプ場	多喜浜 4-4-52	1.613m <sup>3</sup> /s	1.613m <sup>3</sup> /s	昭和 48 年 1 月	
	黒島排水ポンプ場	黒島 2-1-29	1.333m <sup>3</sup> /s	1.333m <sup>3</sup> /s	昭和 52 年 8 月	
	多喜浜排水ポンプ場	多喜浜 2-16-7	2.633m <sup>3</sup> /s	2.633m <sup>3</sup> /s	昭和 51 年 3 月	
	多喜浜新田排水ポンプ場	多喜浜 3-4-67	2.000m <sup>3</sup> /s	2.000m <sup>3</sup> /s	昭和 49 年 3 月	
	惣開排水ポンプ場	惣開町 3-25	2.338m <sup>3</sup> /s	2.333m <sup>3</sup> /s	昭和 27 年 3 月	
	王子川排水ポンプ場	新田町 1-4-28	6.667m <sup>3</sup> /s	6.667m <sup>3</sup> /s	平成 11 年 3 月	
	垣生北排水ポンプ場	垣生 6-6-31	0.667m <sup>3</sup> /s	0.667m <sup>3</sup> /s	昭和 54 年 3 月	
	新白浜排水ポンプ場	多喜浜 5-3-91	0.667m <sup>3</sup> /s	0.667m <sup>3</sup> /s	昭和 52 年 8 月	
	南白浜排水ポンプ場	多喜浜 4-6-15	0.517m <sup>3</sup> /s	0.517m <sup>3</sup> /s	平成元年 1 月	
	大島排水ポンプ場	大島 192 番	0.217m <sup>3</sup> /s	0.217m <sup>3</sup> /s	平成 11 年 10 月	
	大島第二排水ポンプ場	大島 232 番	0.320m <sup>3</sup> /s	0.320m <sup>3</sup> /s	平成 26 年 3 月	
	磯浦西排水ポンプ場	磯浦町 16 番 7 号	0.500m <sup>3</sup> /s	0.500m <sup>3</sup> /s	平成 23 年 6 月	
	新磯浦排水ポンプ場	磯浦町 11 番 25 号	0.097m <sup>3</sup> /s	0.097m <sup>3</sup> /s	平成 11 年 3 月	

区分	施設名称	所在地	計画水量	現有能力	供用開始年月	備考
排水 (一般下水)	磯浦排水ポンプ場	磯浦町 7 番	0.758m <sup>3</sup> /s	0.758m <sup>3</sup> /s	昭和 52 年 9 月	
	宮西排水ポンプ場	宮西町 5-81	0.753m <sup>3</sup> /s	0.753m <sup>3</sup> /s	平成 12 年 3 月	
	久保田排水ポンプ場	一宮町 2-5-20	0.500m <sup>3</sup> /s	0.500m <sup>3</sup> /s	平成 14 年 3 月	
	中須賀排水ポンプ場	中須賀町 1-6	0.283m <sup>3</sup> /s	0.283m <sup>3</sup> /s	平成元年 3 月	
	新須賀排水ポンプ場	新須賀町 4-15-34	0.230m <sup>3</sup> /s	0.230m <sup>3</sup> /s	平成 14 年 3 月	
	南小松原排水ポンプ場	南小松原町 9 番	0.500m <sup>3</sup> /s	0.500m <sup>3</sup> /s	平成 21 年 7 月	
	旧江の口排水ポンプ場	松神子 4-2-32	0.667m <sup>3</sup> /s	0.667m <sup>3</sup> /s	昭和 52 年 8 月	
	切抜排水ポンプ場	阿島 2-17-3	0.667m <sup>3</sup> /s	0.667m <sup>3</sup> /s	平成 8 年 3 月	
	落神排水ポンプ場	落神町 1-21	0.350m <sup>3</sup> /s	0.350m <sup>3</sup> /s	平成 19 年 8 月	
	松神子第二排水ポンプ場	松神子 1-5-14	0.390m <sup>3</sup> /s	0.390m <sup>3</sup> /s	平成 26 年 3 月	
	東田排水ポンプ場	東田 2-1773-10	0.167m <sup>3</sup> /s	0.167m <sup>3</sup> /s	平成 23 年 7 月	
	国領排水ポンプ場	船木 4884-1	0.230m <sup>3</sup> /s	0.230m <sup>3</sup> /s	平成 23 年 3 月	
	一宮排水ポンプ場	一宮町 2-4-8	0.543m <sup>3</sup> /s	0.543m <sup>3</sup> /s	平成 28 年 5 月	

### ③管路

- ・ 577.3km (汚水 : 455.2km 雨水 : 122.2km)
- ・ マンホールポンプ : 12 箇所 (既設)

### ④樋門・スクリーン

- ・ 樋門 14 箇所 (19 基)
- ・ スクリーン 13 箇所 (14 基)

## (2) 上水道

対象施設 計画給水量 : 45,000m<sup>3</sup>/日 (最大)

- ・ 水源地 : 22 箇所
- ・ 送水場・中継場 : 10 箇所
- ・ 配水池 : 9 箇所
- ・ 管路 : 35.0km (配水 φ 400 以上 : 7.3km 送水 : 15.4km 導水 : 12.3km)

## (3) 工業用水道

対象施設 許可水量 : 56,000m<sup>3</sup>/日

- ・ 取水口 : 2 箇所
- ・ 取水堰 : 1 箇所
- ・ 導水路 : 424.0m
- ・ 配水池 : 1 箇所 (3 池)
- ・ 管路 : 8.1km (配水 : 7.3km 導水 : 0.8km)

2-3 対象業務

業務の形態	区分	対象施設		対象業務
W-PPP (更新実施型)	下水	下水処理場	し尿・浄化槽汚泥 受入施設を含む 全ての施設	運転管理・点検・修繕・ユーティリティ調達
				更新計画
				実施設計
				更新工事
W-PPP (更新支援型)	下水	汚水管渠	全ての施設	修繕・清掃・点検
				更新計画
				実施設計
				現場管理
	上水	管路施設	導水管 送水管 配水管	台帳システム
				漏水調査・漏水修理
		水源施設		更新計画
				実施設計 (基幹管路のみ)
	工水	工業用水道 管路・施設	全ての施設	現場管理 (基幹管路のみ)
				運転管理・清掃・点検・修繕・ユーティリティ調達
				更新計画
				実施設計 (管路のみ)
付帯事業 (仕様書発注)	下水	雨水ポンプ場	地下水監視局 水源地・送水場 配水池・水質計器	現場管理 (管路のみ)
		排水ポンプ場	全ての 雨水ポンプ場	運転管理・点検・浚渫・修繕・ユーティリティ調達
		樋門・水門等	全ての 排水ポンプ場	運転管理・点検・浚渫・修繕・ユーティリティ調達
付帯事業 (D+CM)	下水	管渠面整備	汚水管 雨水管	全ての 樋門・スクリーン
				運転管理・点検・浚渫・修繕・ユーティリティ調達
付帯事業 (DB+CM)	下水	汚水柵設置	汚水柵	実施設計
				現場管理
				実施設計
				設置工事
				現場管理・検査

### 3. サウンディング調査スケジュール及び実施方法

本調査のスケジュール及び実施方法は、以下のとおりです。ただし、第2回の調査については、想定時期を記載しております。

#### 【第1回サウンディング調査（アンケート調査）】

項目	スケジュール
実施要領の公表	令和6年8月2日（金）
アンケート提出期限	令和6年8月16日（金）
アンケート結果概要の公表	令和6年8月下旬頃

#### 【第2回サウンディング調査（ヒアリング（対話）調査）】

項目	スケジュール
ヒアリング*の実施時期	令和6年10月上旬

※ヒアリング調査については、第1回サウンディング調査において、「ヒアリングに協力いただける」と回答のあった企業に対して実施する予定です。

### 4. 第1回サウンディング調査（アンケート調査）について

#### （1）アンケート調査票

この実施要領に添付された「アンケート調査票」をダウンロードし、ご回答ください。

#### （2）アンケート内容

以下の内容について、ご回答ください。

【問1】 事業への参画意欲

【問2】 事業参画する場合に予定する立場

【問3】 担当を希望する業務

【問4】 地元企業の参入について

【問5】 本市が設定した事業内容について

【問6】 事業参画への判断に必要な情報

【問7】 ウォーターPPP公募への参加に向けた準備について

【問8】 その他意見

【問9】 第2回サウンディング調査への協力可否の確認

【問10】 アンケート回答者連絡先

### (3) アンケート調査票の提出先

アンケート調査票は、以下の連絡先に E-mail で送付してください。

送付先	新居浜市上下水道局下水道課（担当：秋山） E-mail：gesuiken@city.niihama.lg.jp メールの件名は「新居浜市サウンディング調査アンケート回答 □社名」としてください。
-----	--

### (4) アンケートの回答期限

令和6年8月16日（金）17:00 まで

## 5. その他

### (1) 参加事業者の取り扱い

・本サウンディングへの参加の有無や回答内容が、事業者公募等における評価の対象となることはありません。

### (2) 結果の公表

・サウンディングの実施結果について概要の公表を予定しています。なお、参加者の名称は公表しません。また、参加者のノウハウに当たる内容については、公表に当たっては事前に参加者に内容の確認を行います。

### (3) 費用負担

サウンディングへの参加に要する費用は、参加者の負担とします。

### (4) 参加者の制限

次に該当する方は、サウンディングの対象者として認めません。

- ・地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第6号に該当する団体または団体に属する者

### (5) 追加対話等への協力

本サウンディング終了後も、必要に応じて追加の対話（文書による照会を含む）やアンケート等を実施させていただくことがあります。その際にはご協力をお願いいたします。

### (6) 本要領の修正等

本要領に修正や追加等があった場合は、速やかに本市ホームページで公開します。サウンディング内容に修正や追加があった場合、事業者の皆さまに周知すべきと判断したお問い合わせがあった場合は、速やかに本市ホームページで公開します。

## 6. 問い合わせ先

その他、不明な点がございましたら、下記までご連絡をお願い致します。

担当	新居浜市上下水道局下水道課 担当：秋山
E-mail	gesuiken@city.niihama.lg.jp
Tel	0897-65-1281
FAX	0897-32-5049